

摘果、間引きされ、食用に供される農作物に対する農薬の適正使用について

摘果、間引きされ、食用に供される農作物への農薬使用については、下記のこと
に留意してください

記

- 1 農薬の安全かつ適正な使用のため、農薬ラベルに表示された適用農作物及び使用
方法（使用時期、使用回数当）、使用上の注意事項等を確認し、遵守してくださ
い。

特に、生産段階で摘果、間引きした農作物を食用に供しようとする場合には、
摘果、間引きの時点で、使用した農薬のうち、使用時期に「収穫前日数」が定め
られているものについて、収穫前日数が経過していることを確認してください。

- 2 また、摘果、間引きされる農作物は、通常どおり収穫して販売されるものに比
べて小さく、農薬の残留濃度が高くなる可能性があることから、食用に供しよう
とする場合には食品衛生法で定められた農薬の残留濃度を満たすことを確認し
た上で出荷してください。